

# 序 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

本市では、平成10年に生涯学習推進計画を策定し、市民の一人ひとりが、ふれあいや交流を広げながら存在感と生きがいにあふれ、充実した人生を送ることを目指して生涯学習を推進してきました。

平成17年3月に策定した第2次安城市生涯学習推進計画では、人々が生涯を通して行う幅広い学習活動や地域社会における活動が、多様化・複雑化する社会課題<sup>※1</sup>や地域課題<sup>※2</sup>の解決において成果をあげてきていることから、市民の主体的な生涯学習を支援し、生涯学習による人づくり、まちづくりを推進していくことを目指して施策を進めてきました。

現在、わが国では、人口減少・超高齢社会<sup>※3</sup>が到来するなど、社会情勢が大きく変化してきており、こうした変化にともなう様々な社会課題にいかに対応していくかが大きなテーマになっています。

本市においても平成32年には超高齢社会に突入し、平成42年には総人口もピークを迎え、その後は減少に転じることが予想されており、生きがいのある豊かな人生を送るためには、学びによって、個人が自己を高め自立することや地域とのつながりや人と人の絆を確かなものにしていくことがこれまで以上に求められています。

また、学びの成果を社会課題や地域課題の解決につなげるため、市民主体による人づくり、まちづくりを団体や企業、市等との協働によって進めていく必要性がより一層高まっています。

さらに、次世代を担う子どもたちが、学校教育の範囲にとどまらない多様な学びを通してたくましく成長し、生涯を通じて楽しく学び、心豊かな人生を送るための礎となるような生涯学習社会を構築していくことが重要になってきています。

そこで、新たな時代における諸課題を生涯学習という側面から解決していくための羅針盤として、第3次生涯学習推進計画を策定しました。

※1 社会課題とは、少子高齢化、国際化、高度情報化、男女共同参画、環境問題など、社会経済情勢の変化にともなって発生している諸課題のこと。

※2 地域課題とは、高齢者の見守り、通学路の安全確保、防犯、防災、ごみの集積場所の清掃、地域のお祭りイベントなど、身近な居住地域内で生じている諸課題のこと。

※3 超高齢社会とは、高齢化率（65歳以上の高齢者の占める割合）が21%を超えた社会のこと。世界保健機構（WHO）や国連が、高齢化率7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と定義している。

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、平成17年3月に策定した「第2次安城市生涯学習推進計画」の後継計画であり、安城市総合計画の個別計画として位置づけられる計画です。

また、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、安城をいっそう魅力に満ちた、生きがいのあるまちにするため、市民生活の心がまえとして、昭和47年に制定された安城市民憲章の理念を、学びを通した生きがいという側面から具現化していく役割を果たす計画として位置づけます。

計画の推進にあたっては、他の個別計画の中でも、特に、安城市新図書館基本計画（平成22年3月）や安城市図書館ICT<sup>※4</sup>化基本構想（平成27年3月）、第3次安城市子ども読書活動推進計画（平成28年3月）、第2次安城市スポーツ振興計画（平成28年3月）など、生涯学習に関連する計画との相互関連性と役割分担を十分に図るものとしします。

なお、生涯学習が扱う分野は非常に幅広い分野に関わることから、上記のほかにも本市の様々な計画との連携を図りつつ推進を図る必要があります。

本計画の策定にあたり、さまざまな学習機会を捉えて幅広く検討を行いました。計画の範囲については、主として学習活動とそのための支援策を対象とし、その中でも個人学習、民間教育事業者の学習事業、企業内訓練などの取組みについては範囲外としました。

また、特に、平成29年6月に開設が予定されている図書館については、本市の最重点事業の一つであると同時に、生涯学習の拠点施設やICTを活用した情報拠点施設として、これまで進めてきた生涯学習関連施策を高度化していく上で非常に期待されます。このため、図書館のICT化にかかわるビジョンやコンセプト、施策や事業の基本的方向性などを示している安城市図書館ICT化基本構想の内容のうち、生涯学習の推進という観点から特に関連性が強いメニュー・主要事業については本計画の第4章に、また主要事業の工程表を第5章に整理しました。

※4 ICTとは、情報通信技術のこと。情報(Information)とコミュニケーション(Communication)を行うための技術(Technology)であるが、一般的にはこれらに情報処理(コンピュータを用いた情報処理)を含めて使われる。

## 〈安城市民憲章〉

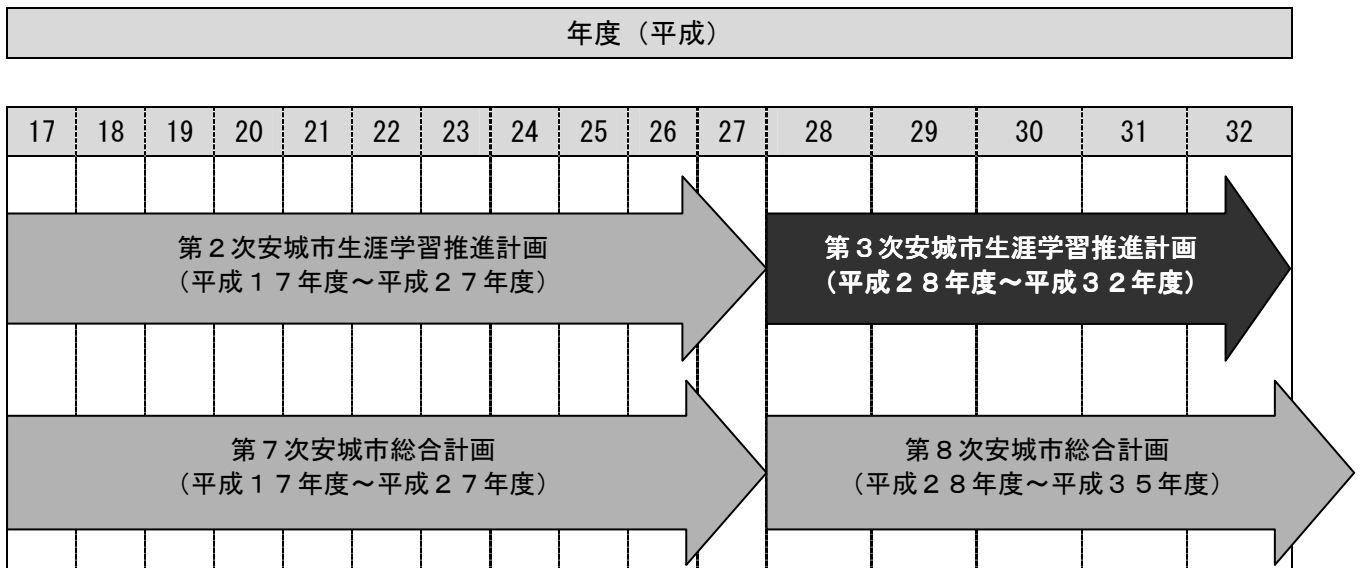
わたくしたちは安城市民です。  
わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力にみちた生きがいのあるまちにするため、  
市民生活の心がまえとして、この憲章を定めます。

わたくしたちは、

- \*たがいに助け合い、住みよいまちをつくりましょう。
- \*きまりを守り、良い習慣を育てましょう。
- \*自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。
- \*教養を高め、若い力を育てましょう。
- \*健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょう。

## (2) 計画の期間

「第2次安城市生涯学習推進計画」は、平成17年度から平成27年度までの11か年を計画期間としていましたが、本計画は、時代の変化や多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応した計画としていくために、平成28年度から平成32年度までの5か年を計画期間とします。

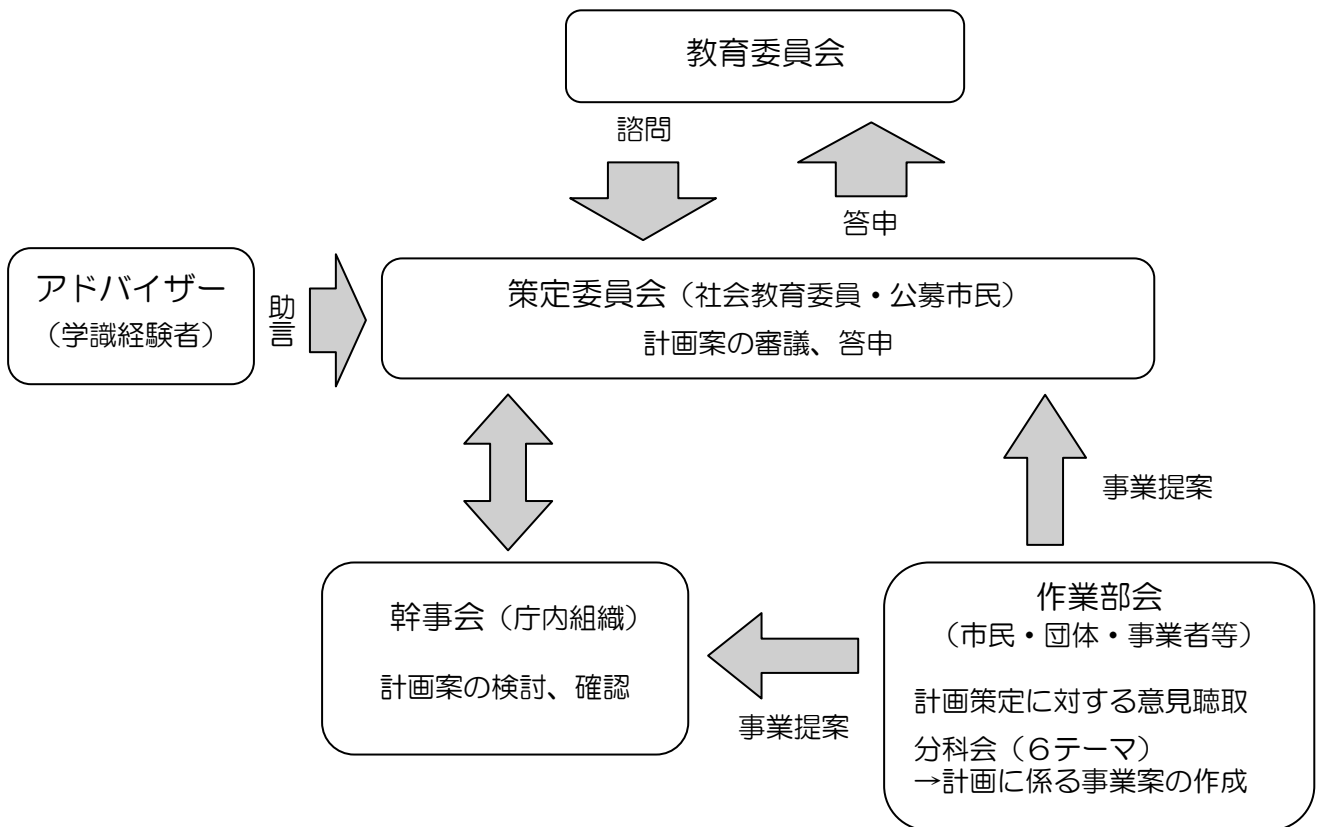


より多くの市民・事業者等の参加を得ながら、官民協働のもとで計画を策定するために、社会教育委員・公募市民で構成される「策定委員会」及び、生涯学習に関わるさまざまな立場の市民・団体・事業者等で構成される「作業部会」を組織し、計画案の作成・審議を慎重に行いました。

作業部会では、ワークショップを通じて、計画策定に対する意見の聴取・集約、事業提案のとりまとめを行いました。作業部会がとりまとめた本計画への提案内容は、第3章において、『作業部会からの提案』と題して紹介しています。

本計画の策定体制は、以下のとおりです。

図 序-1 第3次安城市生涯学習推進計画 策定体制



# 作業部会の様子



グループ討議



大村先生の生涯学習基礎講座



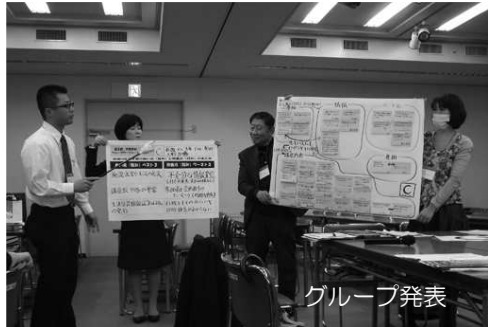
グループ討議



グループ討議のまとめ



グループ発表



グループ発表



全体での協議



事例学習



提言のとりまとめ



グループ討議